

○原動機を用いる乳母車に係る警察署長の確認について(通達)

(令和元年 11 月 29 日岡交企第 539 号警察本部長例規)

改正 令和 3 年 3 月 24 日岡務第 255 号 令和 5 年 3 月 28 日岡交企第 141 号

各部長

首席監察官 殿

総務統括官

各所属長

この度、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)一部改正に伴い、道路交通法施行規則(昭和 35 年総理府令第 60 号)の一部が改正され、令和元年 12 月 1 日から施行されるところであるが、改正後の道路交通法施行規則(以下「府令」という。)第 1 条第 2 項第 1 号の規定により原動機を用いる小児用の車について警察署長が行う確認(以下「確認」という。)の手続等については、下記のとおり運用するので、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 確認の手続

(1) 申請の手続等

道路交通法施行規則(昭和 35 年総理府令第 60 号)第 1 条第 2 項第 1 号に規定する確認(以下単に「確認」という。)、車体の大きさの基準(同条第 1 項第 1 号に定める基準をいう。以下同じ。)に適合しない原動機を用いる乳母車の利用者から、所轄警察署長(同条第 2 項第 1 号に規定するに定める通行の場所を管轄する警察署長をいう。以下同じ。)に対し、確認申請書(様式第 1 号)の提出があった場合に行うものとする。

(2) 審査の方法

申請に係る利用者が原動機を用いる乳母車を特定の経路を通行させることその他の特定の方法(以下「特定の通行方法」という。)により通行させることが、他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものであることについて、次の書類を提出させ、これらの書面の書面審査(これらの書面のみでは判断できない場合においては、当該書面審査並びに申請に係る乳母車及び特定の通行方法についての実地調査)により確認の適否を判断するものとする。

ア 申請に係る乳母車を作成又は販売する者の作成に係る当該乳母車の車体の大きさ(長さ、幅及び高さ)を証する書面

イ 申請に係る乳母車が通行する経路を示す見取図、見通しが悪い交差点等がある場合における申請に係る乳母車の後方で操作する場合の他の歩行者との衝突等の危険が生じる可能性がある経路中の箇所において講じる安全措置(乳母車の前方に成人を配置し、歩行者に注意しながら通行するなど)が分かる書面その他の申請に

係る特定の通行方法が他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものであることを疎明する書類

(3) 確認証の交付

所轄警察署長は、確認を行ったときは、申請者に対し、確認証(様式第2号)を交付するものとする。

2 確認証の携帯

利用者が確認に係る乳母車を道路において利用する場合には、確認証を携帯させるものとする。

3 確認証の返納

利用者が確認に係る乳母車を利用しなくなったとき又は利用する必要がなくなったときは、速やかに確認証を所轄警察署長に返納させるものとする。

4 運用上の留意事項

原動機を用いる乳母車で車体の大きさの基準に適合しないものは、当該乳母車を特定の通行方法によって通行させることで他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものであることについて所轄警察署長の確認を受けない限り、道路交通法(昭和35年法律第105号)上の歩行補助車等には該当しないことになることから、このような原動機を用いる乳母車を通行させている者を発見した場合には、速やかに所轄警察署長の確認を受けるよう指導すること。

5 文書の保存

確認申請書は、受理した警察署において5年間保存するものとする。